

令和5年第2回亀岡市議会定例会9月議会  
提 案 理 由 説 明 書

令和5年8月28日

本日ここに、議員各位の御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。  
ます。

それでは、9月議会に提案いたしております議案につきまして、御説明を申し上げ、よろしく御審議をいただきたいと存じます。

第1号議案の一般会計補正予算は、8億7,460万円を追加し、予算総額を417億1,270万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、総務費におきましては、本市への移住定住を促進するため、移住等の経済的な負担を軽減する経費について、今年度の所要額の増加に伴い、移住・定住促進経費に1,060万円を計上しております。また、令和4年度亀岡市一般会計の決算上に生じた剰余金の一部について、財政調整基金に積み立てる経費として、財産管理経費に6億3,000万円を計上しております。

民生費におきましては、保育所やこども園などにおける新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を継続して実施する経費などを、保育所運営事務経費、特別保育事業経費、公立保育所等施設運営経費に、総額989万円を計上しております。

衛生費におきましては、プラスチック使用製品廃棄物中間処理に要する経費について、今年度の所要額の増加に伴い、ごみ減量・資源化等推進事業経費に449万円を計上しております。

農林水産業費におきましては、公共施設の安全で適正な管理の観点か

ら、老朽化した天川共同作業所の除却に要する経費として、農業事務経費に851万円を計上しております。また、学校給食に使用する有機米の生産支援に要する経費などを、今年度の所要額の増加に伴い、有機農業推進事業経費に698万円を計上しております。

土木費におきましては、亀岡市土地開発基金で先行取得している街路事業馬堀停車場篠線（第2工区）の代替用地について、買戻しを行う経費として、街路事業費に1億875万円を計上しております。

教育費におきましては、経年劣化が進む七谷川野外活動センター内のフィールドアスレチック設備を改修し、野外活動施設としての魅力を高め、児童青少年の健全育成及び市内外の利用者の誘客につなげていくための経費として、社会教育施設管理経費に2,200万円を計上しております。また、「かめおかまるごとスタジアム構想」のもと、「スポーツ」をキーワードとしたまちづくりを推進するため、亀岡国際広場球技場テニスコートの全面改修を実施し、安全で安心して競技ができるスポーツ環境を整備する経費として、体育施設管理運営経費に3,500万円を計上しております。

さらに、災害復旧費におきましては、令和5年5月豪雨において被害を受けた農地の復旧経費として、現年農業用施設災害復旧事業費に439万円を計上しております。

その他、補助金等の財源を確保した事務事業経費等をはじめとしまし

て年間の必要経費を見込み、必要最小限の行政経費の計上を基本に、所要の経費を補正するものでございまして、詳細につきましては、それぞれの御審議をいただく過程におきまして御説明申し上げることといたしております。

これらの財源につきましては、国・府支出金、市債等の特定財源と繰越金等の一般財源で措置いたしております。

次に、債務負担行為につきましては、指定ごみ袋の作製に係ります経費について、計画的な事務執行を進める必要があることから、地方自治法第214条の規定により、予算に定めるものでございます。

第2号議案の介護保険事業特別会計補正予算は、過年度国庫支出金等の精算による返納金として、所要額1億89万円を追加するものでございます。

次に、第3号議案の移住・定住促進施設設置条例等の一部改正は、土地の貸付けに係る対価について、貸付けの期間が1月に満たない場合等の消費税及び地方消費税の取扱いを明記するため、関係する条例について所要の規定整備をしようとするものでございます。

第4号議案から第43号議案までの40議案は、令和4年度の亀岡市一般会計及び特別会計の決算認定議案でございます。

各会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第

4 項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

第 4 4 号議案及び第 4 5 号議案の 2 議案は、契約議案でございます。

第 4 4 号議案の亀岡市立保津保育所移転整備工事（建築）につきましては、7 月 2 4 日に入札を執行し、三煌・山和特定建設工事共同企業体と 5 億 6, 9 2 5 万円で、また、第 4 5 号議案の亀岡市立図書館中央館リニューアル工事（建築）につきましては、7 月 2 6 日に入札を執行し、石村・ユニバ特定建設工事共同企業体と 2 億 3, 9 6 9 万円で、それぞれ仮契約を締結したものであり、これら 2 件の仮契約について、本契約とするための議決をお願いするものでございます。

第 4 6 号議案は、市道路線につきまして、1 路線を認定しようとするものでございます。

第 4 7 号議案及び第 4 8 号議案は、水道事業会計、下水道事業会計それぞれの事業会計の未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

どうぞ慎重に御審議をいただきまして、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。